裁決書

●●●●●●●●●●●
審査請求人　●●　●●

処　分　庁　●●●福祉事務所長

審査請求人が令和２年７月３日に提起した、処分庁による生活保護変更処分に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求に係る処分を取消す。

事案の概要

1　審査請求人は、平成●●年●●月●●日から●●●市において、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の適用を受けている。

2　審査請求人は、●●●市行政情報公開条例（平成12年●●●条例第68号）に基づく行政情報非公開決定処分を受けたため、当該処分を不服として、平成●●年●●月●●日、●●●市長に対し審査請求を行ったが、相当の期間が経過したにもかかわらず裁決がされなかった。

3　平成●●年●●月●●日、審査請求人は、●●地方裁判所に対し、不作為の違法確認請求訴訟を提起した。

4　令和●●年●●月●●日、●●地方裁判所は、上記訴訟について審査請求人勝訴の判決を言い渡した。

5　令和●●年●●月●●日、審査請求人は、●●●地方裁判所に対し、上記判決についての訴訟費用額確定処分の申立てを行った。

6　令和●●年●●月●●日、●●●地方裁判所は、「相手方（●●●市）は、申立人（審査請求人）に対し、●●●●円を支払え。」との訴訟費用額確定処分を行った。

7　令和●●年●●月●●日、審査請求人は、上記●●●●円（以下「本件訴訟費用」という。）を受領した。

8　令和●●年●●月●●日、処分庁は、本件訴訟費用のうち●●●●円について、同年●●月●●日に遡及して収入認定する本件処分を行った。

9　令和２年７月３日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張

（1）　本件訴訟費用は、審査請求人が侵害された権利利益を取り戻すために訴訟を提起し、勝訴した結果、法律に基づいて得た金銭であり、審査請求人が負担した費用に充てられるものであって、社会通念上収入認定すべきではない。訴訟費用の趣旨、金額、内容等から、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36 年４月１日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３の（3）のオを適用すべきである。

生活保護受給者が裁判を提起し、訴訟費用を支出するのは、自立助長目的で有り、その費用が返還されたならば、返還された金銭は、自立助長の目的に使われるべきである。

また、訴訟費用の敗訴者負担原則は、訴訟上正当な権利を主張する者が要した費用は、それを必要とさせた相手方が負担するのが公平であるとの趣旨に基づくものであり、その訴訟費用を収入認定するのは適当でない。

（2）　訴訟費用額確定処分に係る出頭、書類作成費用等が必要経費に含まれていない。

処分庁は、本件訴訟費用の受領までの事実関係を把握せずに、本件処分を行っている。

（3）　令和●●年●●月●●日に「訴訟費用は被告の負担とする。」との判決が下され、訴訟費用の請求権が発生するので、本件訴訟費用についての法上の資力の発生日は、令和●●年●●月●●日である。

よって、法第63 条を適用すべきである。

（4）　本件処分の通知書には、処分の基礎となる具体的な事実関係とこれに対する処分基準の適用も示さないばかりか、根拠法条すら示しておらず、理由付記に瑕疵があり、違法である。

2　処分庁の主張

（1）　本件訴訟費用は、災害等による損害を受けたことによるものではないため、次官通知第８の３の（3）のオには当てはまらないと判断した。

（2）　交通費については、審査請求人からバスを利用したとの申出があったため、実費を必要経費として控除した。

また、「訴え提起手数料」、「訴状、準備書面及び書証写しの作成及び提出の費用」及び「訴状副本及び口頭弁論期日呼出状等送達・送付費用」については、領収書が提出されているため、費用と同額を必要経費として控除した。

（3）　「生活保護問答集について」（平成21 年３月31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13－６答の（6）の「調停、審判、訴訟等が継続中の場合は、慰謝料請求権が確定した時点から資力が発生することとなるため、その時点以降収入認定をすれば足りることになる。」に基づき、収入認定を行った。

資力の発生日は、訴訟費用額確定処分時としている。

理　　由

1　本件に係る法令等の規定について

（1）　法の規定について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

（2）　関係通知の規定について

ア　次官通知第８の３の（２）のエの（イ）は、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入に係る収入認定について、「その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と規定している。

イ　次官通知第８の３の（３）は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、アからチまでに掲げるものについては、収入認定の対象としないことを規定している。

このうちオには、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」が掲げられている。

ウ　問答集第１編の第８の３は、「災害に係る補償金等について収入認定除外を認めるのは、加害者等による直接的な損害の補てんとしての原状回復及び自立更生一般の用途にあてられる場合である。」と取扱いを示している。

エ　問答集問13－２答は、扶助費戻入決定の遡及の限度について「遡及変更の限度は３か月程度と考えるべきである。」と、また、遡及変更の取扱いについて「この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。」と、それぞれ取扱いを示している。

オ　問答集問13－６答の（６）は、離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払があった場合について、「法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある。」と取扱いを示している。

2　本件処分について

本件訴訟費用に係る資力の発生日及び本件処分の手続について、審査請求人は、「本件訴訟費についての法上の資力の発生日は、令和●●年●●月●●日であることから、法第63条を適用すべきである」旨主張するが、これについては、以下のとおりである。

（1）本件訴訟費用に係る資力の発生日について

ア　問答集問13－６答は、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時期について、その取扱いを示している。

このうち（６）は、離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払があった場合の資力の発生時

期について、「調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある」としている。

イ　本件処分において、処分庁は、「問答集問13－６答の（６）に基づき、収入認定を行った」とするとともに、「資力の発生日は、訴訟費用額確定処分時としている」旨主張する。

しかしながら、慰謝料に係る資力の発生時期について、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点とされていることは、上記（ア）に記載のとおりである。

よって、問答集問13－６答の（６）で示された考え方に基づき、訴訟費用に係る資力の発生時期を考えるならば、訴訟費用の負担については判決の主文で示されるのであるから、判決が確定した時点（以下「確定日」という。）において、訴訟費用の請求権自体が客観的に確実性を有するに至ったものと解するのが相当である。

なお、問答集13－６答には、ほかにも損害賠償金、災害等による補償金等についても取扱いが示されている。これらに係る資力の発生時期についても、同様に、賠償金、補償金等の請求権が客観的に確実性を有するに至った時点とされているところである。

ウ　本件についてみると、不作為の違法確認請求訴訟について審査請求人が判決の言渡しを受けたのは令和●●年●●月●●日であり、同日以後、訴訟費用額確定処分の申立てが行われた令和●●年●●月●●日までの間に確定日を迎えている。

よって、処分庁は、本件訴訟費用に係る資力の発生日について、判断を誤っているといわざるを得ない。

（２）本件処分の手続について

ア　上記１（２）エに記載のとおり、問答集問13－２答は、扶助費戻入決定の遡及限度は３か月程度であり、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである旨示している。

イ　本件についてみると、処分庁は、本件訴訟費用に係る資力の発生日を、訴訟費用額確定処分が行われた令和●●年●●月●●日とした上で、遡及変更の方法により本件処分を行ったことが認められる。

しかしながら、本件訴訟費用に係る資力の発生日は、上記（１）イに記載のとおり、確定日である。

よって、本件処分が行われた令和●●年●●月●●日において、処分庁が収入認定した金額の返還を求めるには、遡及変更の方法によることはできず、法第63条の規定により処理しなければならないものである。

このことからすれば、本件処分は、その手続に瑕疵がある違法な処分であると解さざるを得ない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件処分は取消しを免れない。

３　結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和４年３月 17 日

審査庁　高知県知事　　濵田　省司印